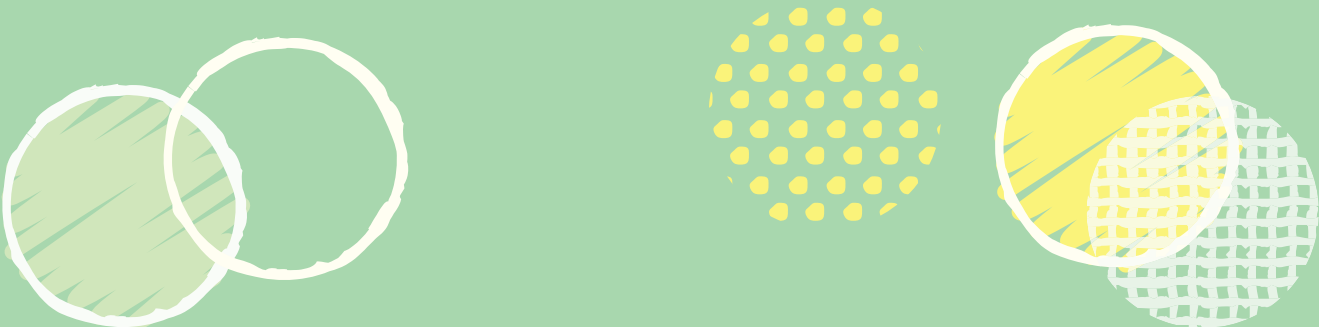



第6期
清須市障害福祉計画
第2期
清須市障害児福祉計画
概要版



令和3年3月
清須市



I 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本方針

第6期清須市障害福祉計画・第2期清須市障害児福祉計画は、清須市障害者基本計画と整合性を図りつつ、障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるように定めた障害者総合支援法及び児童福祉法の理念に基づき計画の推進を図ります。

1 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障がいのある人などの自己決定を尊重し、その決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障害福祉サービスなどの提供体制の整備を進めます。



2 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人などの範囲を、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある人並びに難病患者などとし、サービスの充実を図ります。

発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人については、精神障がいに含まれるものとして、法に基づく給付の対象になっていることや、難病患者などについても引き続き法に基づく給付の対象になっている旨の周知を図ります。

3 施設入所・入院から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などの課題への対応や、障がいのある人などの生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。



4 地域共生社会の実現に向けた取組み

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり、地域の実情に応じた制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保などの取り組み、人工呼吸器を装着している障がいのある児童、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある児童（医療的ケア児）が保健、医療、障害福祉、保育、教育などの支援を円滑に受けられる体制づくりを目指していきます。

5 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援など関係機関が連携を図り、切れ目ない一貫した支援を提供する体制の構築を図っていきます。

6 障害福祉人材の確保

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組めます。

7 障がい者の社会参加を支える取組

障がいのある人の多様なニーズを踏まえ、文化芸術の鑑賞、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

Ⅱ 令和5年度の成果目標

令和5年度の成果目標については、国の基本指針及び前期計画の進捗状況を踏まえて設定しました。



① 第6期清須市障害福祉計画

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目		数 値
令和5年度末の入所者数見込		34人
福祉施設から地域生活への移行	福祉施設から地域生活への移行者数(B)	3人
	移行率(B/A)	8.57%
施設入所者数の削減	施設入所者の削減数(C)	1人
	削減率(C/A)	2.86%

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行に伴う基盤整備量 (利用者数)	65歳以上 7人 65歳未満 11人 ※令和5年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量		
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	2人	2人	2人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	2人	2人	2人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	22人	24人	26人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	2人	2人	2人
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	10人	10人	10人
	※各年度内訳: 保健2名、医療2名、福祉2名 介護2名、当事者及び家族2名		
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

項 目		目 標
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末時点の整備数
	運用状況の検証・検討	令和5年度末までの間の、地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討回数
		圏域に1か所
		1回/年

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項 目		目 標
福祉施設から一般就労への移行者数	全体	令和5年度における一般就労への移行者数
		12人
		1.33倍
	就労移行支援事業	令和5年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
	2人	
	2.0倍	
就労継続支援A型事業	令和5年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	7人
		1.40倍
就労継続支援B型事業	令和5年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	2人
		2.0倍
就労定着支援事業の利用率	令和5年度における一般就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数の割合	7割
就労定着支援事業所における就労定着率	令和5年度末の就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者の割合)が8割以上になる就労定着支援事業所の割合	7割

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	2件	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	3回	3回

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
愛知県が実施する障害福祉サービス等の研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所や関係自治体等との共有回数	1回	1回	1回

2 第2期清須市障害児福祉計画の施策の展開

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	数値
児童発達支援センターの整備	令和5年度末までの整備か所数 圏域に1か所
保育所等訪問支援事業所の利用体制の構築	令和5年度末までの整備か所数 1か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	令和5年度末までの整備か所数 1か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	令和5年度末までの整備か所数 1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 令和5年度末までの協議の場の数 1か所
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 令和5年度末までの配置数 6名

